

IACS で最近採択された技術決議（2015 年 1 月 - 6 月）

日本海事協会 国際部では、定期的に、国際海事機関(IMO)の主要会合結果(審議速報)や、IACS の最新動向を皆様にご提供させていただいております。

今般、国際船級協会連合(IACS)の最新動向として、2015 年 1 月から 6 月までの半年間に IACS より公示された技術決議である統一規則(UR)及び統一解釈(UI)を取り纏めましたのでお知らせ致します。

IACS では、UR、UI 等の技術決議の制定及び改廃を継続的に行っております。UR については、IACS 加盟船級協会間で統一的に運用するために設けられた船級規則であり、特段の明記が無ければ、採択後一年以内に各船級協会の規則に取り入れられ施行されます。UI については、条約規則の中の主管庁の判断に委ねられている部分、または曖昧な表現に対して、主管庁がその解釈について明確な指示を出していない場合、IACS 加盟船級協会が統一的に運用できるよう設けられています。

本会においては、IACS の技術決議を鋼船規則等に取り入れるため同規則改正案として、各専門委員会及び技術委員会に諮られることとなります。

なお、IACS の技術決議及び技術背景資料は [IACS ウェブサイト](#)よりご覧いただけます。また、[本会のウェブサイト](#)にて、改訂箇所を明確にした UR 及び UI(変更箇所の下線を付しております。)を掲載しておりますので併せてご利用ください。

表 1 2015 年 1 月 - 6 月に公示された UR（統一規則）の改正/新規制定一覧

UR 番号	改訂	採択月	タイトル	適用日	概要
UR Z6	Rev.6	Jun. 2015	Continuous system for hull special survey	1 Jul. 2016	(1)
UR P6	Rev.1	Jun. 2015	Shell type exhaust gas heated economizers that may be isolated from the steam plant system	1 Jul. 2016	(2)
UR Z17	Rev.10/ Rev. 11	Jan. 2015/ Jun. 2015	Procedural requirements for service suppliers	1 Jan. 2016/ 1 Jul. 2016	(3)
UR S11	Rev.8	Jun. 2015	Longitudinal Strength Standard	1 Jul. 2016	(4)
UR S11A	New	Jun. 2015	Longitudinal Strength Standard for container ships	1 Jul. 2016	(4)
UR S21A	Rev.1	May 2015	Evaluation of scantlings of hatch covers and hatch coamings and closing arrangements of cargo holds of ships	1 Jul. 2016	(5)
UR S34	New	May 2015	Functional requirements on load cases for strength assessment of container ships by finite element analysis	1 Jul. 2016	(6)
UR F20	Rev.7	May 2015	Inert gas systems	1 Jan. 2016	(7)
UR Z18	Rev.5	Apr. 2015	Periodical survey of machinery	1 Jul. 2016	(8)

UR 番号	改訂	採択月	タイトル	適用日	概要
UR M68	Rev.2	Apr. 2015	Dimensions of propulsion shafts and their permissible torsional vibration stresses	1 Jan. 2017	(9)
UR S10	Corr.1	Apr. 2015	Rudders, sole pieces and rudder horns	---	---
UR S10	Rev.4	Apr. 2015	Rudders, sole pieces and rudder horns	1 Jul. 2016	(10)
UR Z1	Rev.5	Mar. 2015	Annual and intermediate classification survey coverage of IMO Resolution A.1053(27) as amended by IMO Resolution A.1076(28)	---	(11)
UR M44	Rev.8	Mar. 2015	Documents for the approval of diesel engines	1 Jul. 2016	(12)
UR Z10.5	Rev.15	Feb. 2015	Hull Surveys of Double Skin Bulk Carriers	1 Jul. 2016	(13)
UR Z10.4	Rev.13	Feb. 2015	Hull Surveys of Double Hull Oil Tankers	1 Jul. 2016	(13)
UR Z10.3	Rev.17	Feb. 2015	Hull Surveys of Chemical Tankers	1 Jul. 2016	(13)
UR Z10.2	Rev.32	Feb. 2015	Hull Surveys of Bulk Carriers	1 Jul. 2016	(13)
UR Z10.1	Rev.22	Feb. 2015	Hull Surveys of Oil Tankers	1 Jul. 2016	(13)
UR Z7.2	Rev.6	Feb. 2015	Hull Surveys for Liquefied Gas Carriers	1 Jul. 2016	(13)
UR Z7.1	Rev.11	Feb. 2015	Hull Surveys for General Dry Cargo Ships	1 Jul. 2016	(13)
UR Z7	Rev.22	Feb. 2015	Hull Classification Surveys	1 Jul. 2016	(13)
UR M23	Delete	Feb. 2015	Mass production of engines: mass produced exhaust driven turboblowers	1 Jul. 2016	(14)
UR M73	New	Feb. 2015	Turbochargers	1 Jul. 2016	(14)
UR M21	Delete	Feb. 2015	Mass production of internal combustion engines: type test conditions	1 Jul. 2016	(15)
UR M32	Delete	Feb. 2015	Definition of diesel engine type	1 Jul. 2016	(15)
UR M50	Delete	Feb. 2015	Programme for type testing of non-mass produced I.C. engines	1 Jul. 2016	(15)
UR M71	New	Feb. 2015	Type testing of I.C.Engines	1 Jul. 2016	(15)
UR M6	Delete	Feb. 2015	Test pressures for parts of internal combustion engines	1 Jul. 2016	(16)
UR M18	Delete	Feb. 2015	Parts of internal combustion engines for which material tests are required	1 Jul. 2016	(16)
UR M19	Delete	Feb. 2015	Parts of internal combustion engines for which nondestructive tests are required	1 Jul. 2016	(16)
UR M58	Delete	Feb. 2015	Charge air coolers	1 Jul. 2016	(16)
UR M72	New	Feb. 2015	Certification of engine components	1 Jul. 2016	(16)
UR M14	Delete	Feb. 2015	Mass production of internal combustion engines: definition of mass production	1 Jul. 2016	(17)
UR M5	Delete	Feb. 2015	Mass production of internal combustion engines, procedure for inspection	1 Jul. 2016	(17)
UR Z26	New	Feb. 2015	Alternative Certification Scheme (ACS)	1 Jul. 2016	(17)

UR 番号	改訂	採択月	タイトル	適用日	概要
UR M51	Rev.4	Feb. 2015	Factory acceptance test and shipboard trials of I.C.Engines	1 Jul. 2016	(18)
UR Z21	Rev.3	Feb. 2015	Surveys of propeller shafts and tube shafts	1 Jan. 2016	(19)
UR Z23	Rev.5	Feb. 2015	Hull survey for new construction	1 Jul. 2016	(20)
UR M67	Rev.2	Feb. 2015	Type testing procedure for crankcase oil mist detection and alarm equipment	1 Jul. 2016	(21)
UR E11	Rev.3	Feb. 2015	Unified requirements for systems with voltages above 1 kV up to 15 kV	1 Jul. 2016	(22)
UR S14	Rev.5	Jan. 2015	Testing procedures of watertight compartments	1 Jan. 2016	(23)
UR Z15	Rev.1	Jan. 2015	Hull, Structure, Equipment and Machinery Surveys of Mobile Offshore Drilling Units	1 Jan. 2016	(24)

*Corr.は Corrigenda の略で、原則として内容の変更を伴わない誤植等の修正を指す。

表 2 2015 年 1 月 - 6 月に公示された UI (統一解釈) の改正/新規制定一覧

UI 番号	改訂	採択月	タイトル	適用日	概要
UI SC260	Rev.1	Jun. 2015	Sample Extraction Smoke Detection System (FSS Code / Chapter 10 / 2.4.1.2 as amended by MSC.292 (87))	1 Jan.2016	(25)
UI SC262	Rev.1	May 2015	Fixed foam fire extinguishing systems, form generating capacity (FSS code/ chapter 6/ 3.2.1.2 and 3.3.1.2 as amended by Res. MSC.327(90))	1 Jan.2016	(26)
UI MODU1	New	May 2015	IACS Unified Interpretations for the application of MODU code chapter 2 paragraphs 2.1, 2.2, 2.3, 2.4 and revised technical provisions for means of access for inspections (resolution MSC.158(78))	1 Jul.2016	(27)
UI SC248	Rev.1	Apr. 2015	Greatest launching height for a free-fall lifeboat (LSA code 1.1.4)	1 Jul.2015	(28)
UI GC14	New	Apr. 2015	Pump vents in machinery spaces	1 Jul.2016	(29)
UI SC270	Corr.1	Mar. 2015	Fire pumps in ships designed to carry five or more tiers of containers on or above the weather deck	---	---
UI SC188	Rev.2	Feb. 2015	Segregation of cargo oil tanks (Reg.II-2/4.5.1.1)	1 Jan. 2016	(30)
UI SC191	Rev.7	Jan. 2015	IACS Unified Interpretations (UI) Sc191 for the application of amended SOLAS regulation II-1/3-6 (resolution MSC.151(78)) and revised technical provisions for means of access for inspections (resolution MSC.158(78))	1 Jul.2016	(31)
UI SC271	New	Jan. 2015	Additional indicating unit in cargo control room in accordance with amended FSS Code Chapter 9.2.5.1.3	1 Jan. 2016	(32)
UI SC270	New	Jan. 2015	Fire pumps in ships designed to carry five or more tiers of containers on or above the weather deck	1 Jan. 2016	(33)
UI SC267	New	Jan. 2015	Implementation of the requirements relating to lifeboat release retrieval systems (LSA Code Paragraph 4.4.7.6 as amended by resolution MSC.320(89))	1 Jan. 2016	(34)

*Corr.は Corrigenda の略で、原則として内容の変更を伴わない誤植等の修正を指す。

表 1 及び表 2 に掲げられた 2015 年 1 月から 6 月までに IACS に於いて公示された技術決議の概要を以下に紹介します。

(1) UR Z6 (Rev.6)

UR Z6 は、船舶の所有者の要望によって実施可能なタンクの継続検査に関する要件を規定している。本改訂では、既に継続検査方式を採用している一般乾貨物船を通常の定期検査へ移行させる要件について、移行が完了し、適用対象となる船舶が存在しなくなった為削除した。

(2) UR P6 (Rev.1)

UR P6 は、蒸気プラントシステムから遮断可能な煙管式排ガスエコノマイザーに関する要件を規定している。本改訂では、特殊なデザインの逃し弁や破裂板の設置を規定した、P6.3.2 項及び P6.3.3 項の要件が削除された。

(3) UR Z17 (Rev.10 & 11)

UR Z17 は、サービスの提供事業所（安全機能や装置の計測、試験または維持といったサービスを提供する会社。以下、事業所という。）の承認及び証明に対する最低要件について規定しており、初回及び更新審査両方に適用される。Rev.10 では、各事業所の承認要否の明確化を含めた全体の見直しが行われるとともにアコースティックエミッション試験及びサーモグラフィー試験等に関する要件が規定された。Rev.11 では、RO Code（決議 MSC.349(92)）の内容に合わせた調整が行われた。本改訂では、移動式海洋掘削装置（MODU）に対するサービスも事業所の定義に含まれたほか、コンピュータが操作やデータの監視に使用された際に、対象のアプリケーションが文書化され、事業所による確認を可能とするソフトウェアの性能についても規定された。

(4) UR S11A (New)/ UR S11 (Rev.8)

UR S11A は、近年のコンテナ船事故を受け、コンテナ船に対する縦強度要件を改訂したものである。本 UR は、評価に用いる荷重算式を高精度化した他、ばら積貨物船及び油タンカーのための共通構造規則における座屈強度評価及び縦曲げ最終強度評価が取り入れられている。さらに、大型コンテナ船に対しては、ホイッピングにより発生する縦曲げモーメントを考慮した船級独自の強度評価を要求する機能要件が規定された。また、UR S11A 適用のため、コンテナ船を UR S11 の適用対象外とすべく、UR S11

も改訂された。

(5) UR S21A (Rev.1)

UR S21A は、ばら積貨物船、鉱石運搬船及び兼用船以外の船舶の貨物用倉口に関する要件について規定している。本改訂では、倉口蓋上にコンテナを積載する場合のコンテナ荷重に関する要件等の明確化及び修正が行われた。

(6) UR S34 (New)

UR S34 は、近年のコンテナ船事故を受け、コンテナ船の強度基準を IACS 全船級間で一定の水準以上とすべく新たに策定されたものである。本 UR は、有限要素（FE）解析によるコンテナ船の強度評価において最低限考慮すべき荷重及び積付状態に関する機能要件を規定している。

(7) UR F20 (Rev.7)

UR F20 は、船上のイナータガス装置に関する要件を規定している。本改訂では、決議 MSC.367(93)により改正された FSS コードとの調和が行われた。なお、改正 FSS コード 15 章は、2016 年 1 月 1 日以降に建造された、ケミカルタンカーを含むタンカーに適用される。

(8) UR Z18 (Rev.5)

UR Z18 は、機関の定期的検査の要件について規定している。本改訂では、3 カ月間のボイラ検査の延期が認められる不慮の事態の定義が明確化されるとともに、ボイラ検査の時期が船舶の定期検査の時期と一致している場合であって、かつ、既に定期検査の延期が認められる場合には、ボイラ検査の延期も認められる旨が明確になるよう文言の修正が行われた。

(9) UR M68 (Rev.2)

UR M68 は、推進軸の寸法及びねじり振動の要件を規定しており、ディーゼルエンジン・タービン・電動機等の回転機により駆動する中間軸及びプロペラ軸等の推進軸に適用される。本改訂では、規格最低引張強さが 800N/mm² を超える合金鋼を中間軸に用いる場合の承認要件を規定した。同要件は、規格最低引張強さが 950 N/mm² を有する材料を用いて行ったねじり疲労試験に基づいている。

(10) UR S10 (Rev.4)

UR S10 は、舵に関する要件を規定している。CSR-BC（Common Structure Rules for Bulk Carriers）において舵の要件が規定されていたが、IACS は CSR-BC における舵の要件を CSR-BC & OT（Common Structure Rules for Bulk Carrier and Oil Tankers）に引き継がず、同要件を UR S10 に取入れて適用することとした。その結果、UR S10 の全面的な見直しが行われた。

(11) UR Z1 (Rev.5)

UR Z1 は、検査及び証書の調和システム（HSSC）に基づいた検査ガイドラインにおける年次及び中間検査に関する要件を規定している。本改訂では、同ガイドラインを規定した決議 A.997(25)の改正（決議 A.1053(27)）に合わせ、参照する条項番号の改訂等が行われた。

(12) UR M44 (Rev.8)

UR M44 は、ディーゼル機関の承認図書類及びその取扱いを規定している。本改訂では、承認手続きと承認図書類を見直すとともに、船級、エンジンライセンサー及びライセンス並びにそのサブサプライヤーと造船所の関係を明確化するため、包括的な改訂が行われた。また、最新の製造技術、最近の業界のプラクティス及び品質管理手順が含まれた。

(13) UR Z10.5 (Rev.15), UR Z10.4 (Rev.13), UR Z10.3 (Rev.17), UR Z10.2 (Rev.32), UR Z10.1 (Rev.22), UR Z7.2 (Rev.6), UR Z7.1 (Rev.11) & UR Z7 (Rev.22)

標記の UR Z シリーズは、船種別に就航後の検査に関する要件を規定している。本改訂では、倉口蓋内部へのアクセスが不可能な場合（例：ボックスタイプ）の精密検査及び板厚計測の取り扱いについて明確化が行われた。なお、ボックスタイプの倉口蓋内部においては、腐食が生じる可能性が低いと考えられていることが技術的背景となっている。

(14) UR M73 (New)/ UR M23 (Delete)

UR M73 は、過給機の設計承認、型式試験、認証及びエンジンとの整合に関する要件を規定している。本 UR 制定において、過給機の設計アプローチや最新技術を取り入れた製造方法の変更を反映した。また、人員の安全、性能要件、モニタリング及びエンジンとの適切な整合に焦点が当てられている。なお、本 UR の制定に伴い、UR M23 が削除された。

(15) UR M71 (New)/ UR M21 (Delete)/ UR M32 (Delete) /UR M50 (Delete)

UR M71 は、内燃機関の型式承認の要件を規定している。本 UR は、最新の製造技術、最近の業界のプラクティス及び品質管理手順に基づき、UR M21、M32 及び M50 の見直し及び統合により新たに制定された。なお、本 UR の制定に伴い、UR M21、M32 及び M50 が削除された。

(16) UR M72 (New)/ UR M6 (Delete)/ UR M18 (Delete) / UR M19 (Delete) / UR M58 (Delete)

UR M72 は、エンジン部品の認証に関する要件を規定している。本 UR 制定においては、エンジン部品の試験、検査及び認証における現在の UR、製造技術、品質管理手順及び各船級の取扱いに関する齟齬の見直しが行われた。なお、本 UR の制定に伴い、UR M6、M18、M19 及び M58 は削除された。

(17) UR Z26 (New)/ UR M5 (Delete)/ UR M14 (Delete)

IACS の関連 UR において、機関関係の証明を行う検査は、検査員が行うことが規定されている。この要件に関し、ISO や EN などを参考に品質システムを活用する方法を取り入れ、独自に代替証明スキーム（ACS, Alternative Certification Scheme）を実施している船級もある。本 UR は、機関関係の各 UR の改訂に併せ、IACS 内での ACS の統一と要件の詳細を規定するために開発された。これに伴い UR M5 及び M14 が削除された。

(18) UR M51 (Rev.4)

UR M51 は、内燃機関の工場受入試験（FAT）及び船上試験の要件を定めている。本改訂では、実際のディーゼル機関の設計及び製造と UR の規定で齟齬があったことから見直しが行われ、安全上の予防措置、出力軸駆動補機（PTO）付推進機関及び危険回転数通過時の推進機関の試験要件が追加された。

(19) UR Z21 (Rev.3)

UR Z21 は、プロペラ軸及び船尾管軸の検査要件について規定している。本改訂は、検査方法及び検査計画に関する包括的な改訂であり、軸抜き検査関連の用語を明確にした「定義」の新設、及び IACS 内で調和された軸検査の新スキームが取り入れられた。また、検査の延期、範囲、適用する検査方法も取り入れられた。

(20) UR Z23 (Rev.5)

UR Z23 は、新造船の船体検査の要件について規定している。本改訂では、パトロール検査の際に発見された不具合の記録方法が明確化され、不具合の発見日、種類、是正日を記載することが規定された。

(21) UR M67 (Rev.2)

UR M67 は、ディーゼル機関への取り付けを目的としたクランクケースのオイルミスト検出装置及び警報装置の試験要件を規定している。本改訂では、毒性及び可燃性を持つオイルミストを使用した試験の実施が、健康上及び安全上の問題により困難であるとの製造者からの指摘により、SAE40 と同等の特性を有すると実証された低毒性・低危険性の油の使用が認められた。また、同装置の機能の検証時に、オイルミストの発生に伴うあらゆる危険性を考慮し、適切な予防策をとることが明確化された。

(22) UR E11 (Rev.3)

UR E11 は、供給電圧が 1,000V を超える高压電気設備に関する要件を規定している。本改訂では、最新版の IEC 規格を反映すべく、配電盤及び制御盤における内部アーク等級に関する要件等の追加が行われた。

(23) UR S14 (Rev.5)

UR S14 は、タンク及び水密な境界の水密性並びに水密区画となるタンクの構造上の妥当性を確認する試験手順に関する要件を規定している。本改訂では、IMO の設計・建造小委員会（SDC）に設置された、水密区画の漲水試験に関する通信部に提出された、業界の意見を反映したガイドラインに沿うよう修正されており、タンカー及びコンビネーション船の貨物タンク境界に対する構造試験の強化等が行われた。

(24) UR Z15 (Rev.1)

UR Z15 は、海底資源掘削船（Mobile Offshore Drilling Units）の船体・艀装及び機関に関する検査要件を規定している。各要件の見直しが行われ、本改正では、特に、板厚計測、定義及び検査の準備に関する要件が改められた。なお、定義及び検査の準備に関する要件については、UR Z7 の要件と整合させている。

(25) UI SC260 (Rev.1)

UI SC260 は、FSS コード 10 章 2.4.1.2 規則の改正（決議 MSC.292(87)）による、試料抽出式煙探知装置の火災制御場所への制御盤の設置に関する統一解釈を定めている。本改訂では、MSC.1/Circ.1487 に合わせて、試料抽出管と CO₂ 消火ガス放出管を兼用している場合には、船橋に表示盤を設けることを条件に CO₂ 室への制御盤の設置が可能となることが明確化された。

(26) UI SC262 (Rev.1)

UI SC262 は、MSC.327(90)により改正された FSS コード 6 章に規定されている、高膨脹泡消火装置により保護される A 類機関区域の「保護される最大の区画」の範囲に関する要件を明確にしている。本改訂では、「保護される最大の区画」を図示すると共に、当該機関区域内に設置される火災の危険性を有する機器を例示することで、各用語の定義がより明確化された。

(27) UI MODU1 (New)

UI MODU1 は、固定点検設備（PMA）に関する要件を規定する MODU コード第 2 章 2.1 - 2.4 項に適合するために適用すべき要件を明確化している。本 UI は、バルクキャリア及びオイルタンカーの PMA に関する UI SC191 の適用範囲を MODU に拡張したものである。

(28) UI SC248 (Rev.1)

UI SC248 は、自由降下式救命艇の積み付け高さに関する LSA コードの要件の統一解釈を定めている。本改訂では、MSC.1/Circ.1468 に合わせて、積み付け高さを決定する際の静水面を最小航海状態における喫水線とする解釈の追加、考慮すべき船舶の傾斜状態に関する解釈の修正等が行われた。

(29) UI GC14 (New)

UI GC14 は、決議 MSC.103(73)により改正された IGC コード 3.7.4 規則及び決議 MSC.370(93)により改正された IGC コード 3.7.5 規則にて規定される、ビルジ・バラスト・燃料油の配置に関する解釈を定めている。本 UI では、「ポンプの通気口は機関区域に通じてはならない」という規定が、バラストパイプを通じてダクト・キールに供給する機関区域内のポンプにのみ適用されることが明確化された。

(30) UI SC188 (Rev.2)

UI SC188 は、貨物ポンプ、ストリップポンプ、スロップ用ポンプ、COW 用ポンプまたはこれらと類似のポンプが設置されているポンプ室にのみ適用される貨物ポンプ室の保護に関する要件である SOLAS 条約 II-2 章 4.5.10 規則が、バラスト移送のみを目的とするポンプ室等には適用されないことを明確にしている。本改訂では、引火点が 60℃未満の燃料油を移送するポンプが「類似のポンプ」に該当することが明確化された。なお、引火点が 60℃以上の燃料油を移送するポンプについては、SOLAS 条約 II-2 章 4.5.10 規則に従う必要はない。

(31) UI SC191 (Rev.7)

UI SC191 は、決議 MSC.151(78)により改正した SOLAS 条約 II-1 章 3-6 規則の貨物区域の通行及び固定点検設備に関する統一解釈を規定している。本改訂では、貨物倉内の隣接する垂直梯子の間隔の明確化等が行われた。

(32) UI SC271 (New)

UI SC271 は、FSS コード 9 章 2.5.1.3 規則の改正（決議 MSC.339(91)）による、固定式火災探知警報装置の追加の表示盤の「cargo control room (CCR)」への設置要件に関する統一解釈を定めている。本 UI により、CCR が ship's office 又は機関制御室等と兼用される場合も同要件を適用することが明確化された。

(33) UI SC270 (New)

UI SC270 は、MSC.365(93)により改正された SOLAS 条約 II-2 章 10.2.2.4.1.2 規則、10.7.3.2.3 規則及び FSS コード 12 章 2.2.1.1 規則の解釈を定めている。本 UI は、暴露甲板上に 5 段以上のコンテナを積載する船舶における移動式水モニタ専用の主消火ポンプ、及び非常用消火ポンプの容量の要件を明確化している。本解釈により、移動式水モニタが専用のポンプ及び管系により供給される場合、主消火ポンプの容量は 180 m3/h を超えない容量であり、また、非常用ポンプの容量は 72 m3/h を超えない容量であることが明確化された。

(34) UI SC267 (New)

UI SC267 は、LSA コード 4.4.7.6 の改正（決議 MSC.320(89)）により規定された救命艇離脱及び回収装置の要件に関する統一解釈を定めている。本 UI により、離脱機構、インターロック装置等のすべての部品に対する海洋環境下における耐食性要件等が明確化された。

日本海事協会 国際部は、国際動向等に関する情報を、皆様に迅速にお伝えしていきます。

本件に関してご不明な点は、国際部までお問い合わせください。

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 別館 国際部

住所: 東京都千代田区紀尾井町3-3 (郵便番号 102-0094)

Tel.: 03-5226-2038

Fax: 03-5226-2734

E-mail: xad@classnk.or.jp

1. Disclaimer

ClassNK does not provide any warranty or assurance in respect of this document.

ClassNK assumes no responsibility and shall not be liable for any person for any loss, damage or expense caused by reliance on the information in this document.

2. Copyright

Unless otherwise stated, the copyright and all other intellectual property rights of the contents in this document are vested in and shall remain vested in ClassNK.